

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第55号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。<u>ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第5条 実施機関は、個人情報（<u>特定個人情報を除く。以下この条、第22条第1項及び第33条第1項において同じ。</u>）を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>

2 [略]

(開示請求権)

第10条 [略]

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。

3 [略]

(開示請求の手続)

第11条 [略]

2 開示請求をする者は、本人又はその法定代理人若しくは前条第3項の死者に関する個人情報を請求できる者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 [略]

(個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければ

2 [略]

(特定個人情報の利用の制限)

第5条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(開示請求権)

第10条 [略]

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項に規定する開示の請求（本人の委任による代理人にあっては、特定個人情報に係る請求に限る。）をすることができる。

3 [略]

(開示請求の手続)

第11条 [略]

2 開示請求をする者は、本人、その法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は前条第3項の死者に関する個人情報を請求できる者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 [略]

(個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければ

ならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者（第10条第2項の規定に基づき未成年者又は成年被後見人の法定代理人が当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該未成年者又は成年被後見人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第20条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7) [略]

(利用停止請求権)

第33条 [略]

2 第10条第2項及び第3項並びに第25条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

。

ならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者（第10条第2項の規定に基づき未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第20条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3)～(7) [略]

(利用停止請求権)

第33条 [略]

2 第10条第2項及び第3項並びに第25条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求について準用する。

（特定個人情報の利用停止請求権）

第33条の2 何人も、自己に関する特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条の2の規定に違反して利用されているとき、第7条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第10条第2項及び第25条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止

<p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第34条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第65条 実施機関の諮問に応じ、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>の請求について準用する。</u></p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第34条 <u>第33条第1項又は前条第1項の規定に基づく利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）</u>は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第65条 実施機関の諮問に応じ、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び番号利用法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p>
<p>2 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために利用するこ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第5条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報<u>（情報提供等記録を除く。以下この項及び第33条の2第1項において同じ。）</u>を取り扱う目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関内部において利用することが</p>

とによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(事案の移送)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報~~が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をする~~ことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [略]

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

できる。ただし、特定個人情報を取り扱う目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(事案の移送)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報~~が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をする~~ことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [略]

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先~~(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))~~に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報であつて、この条例の施行の日以後この条例による改正後の個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号に該当することとなるものを取り扱う事務に係る改正後の条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年岩手県条例第55号)の施行後遅滞なく」とする。